

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 6 日

秋田地方裁判所横手支部

裁判所書記官 津 嶋

満



別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 26 日から 令和 8 年 9 月 2 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 9 日 午後 1 時 30 分 場 所 秋田地方裁判所横手支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所横手支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1,970,000 1,576,000	一括	394,000	38,863	0
1	547,000				
2	1,423,000				
備考					

物 件 目 録

- 1 所 在 横手市平鹿町醍醐字下ニッ又
 地 番 50 番 2
 地 目 宅地
 地 積 441.63 平方メートル
- 2 所 在 横手市平鹿町醍醐字下ニッ又 50 番地 2
 家屋 番号 50 番 2
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 115.72 平方メートル
 2 階 54.50 平方メートル

(未登記附属建物)

- | | |
|-------|--|
| 種 類 | 物置 |
| 構 造 | 木造一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| 床 面 積 | 1 階 約 56.52 平方メートル
2 階 約 38.51 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月26日

秋田地方裁判所横手支部

裁判所書記官 津 嶋 満

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 横手市平鹿町醍醐字下二ッ又
 地 番 50 番 2
 地 目 宅地
 地 積 441.63 平方メートル

- 2 所 在 横手市平鹿町醍醐字下二ッ又 50 番地 2
 家屋 番号 50 番 2
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 115.72 平方メートル
 2 階 54.50 平方メートル

(未登記附属建物)

- | | |
|-------|--|
| 種 類 | 物置 |
| 構 造 | 木造一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| 床 面 積 | 1 階 約 56.52 平方メートル
2 階 約 38.51 平方メートル |



令和 7年(ケ)第 15号
令和 8年 2月 9日受理
令和 8年 4月28日提出

現況調査報告書

秋田地方裁判所横手支部

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 横手市平鹿町醍醐字下ニッ又 |
| | 地 番 | 50番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 441.63平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横手市平鹿町醍醐字下ニッ又50番地2 |
| | 家屋番号 | 50番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 115.72平方メートル
2階 54.50平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：物置 構造：木造一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積：1階約56.52平方メートル、2階約38.51平方メートル		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空き家） として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 ☐ ある		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 建物内の状況から、本件建物は令和6年1月ころから空き家の状態と思われる。
- 3 物件1の土地の西側部分に存在する未登記の建物につき、その位置や利用状況、横手市発行の固定資産税名寄帳の記載内容により、物件2の建物の附属建物と認定した。固定資産税名寄帳による同建物は昭和44年ころ新築されたものと思われる。
- 4 当職が2月17日に占有調査のため物件を訪問しようとしたところ、物件1の東側に接する市道は除雪されておらず、市道を通して物件に立ち入ることができなかった。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 2月17日 (火) 13:50 - 14:00	秋田地方法務局大曲 支局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
8年 2月17日 (火) 15:05 - 15:20	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
8年 3月26日 (木)	秋田地方裁判所本庁 (郵送)	横手市あて固定資産税名寄帳を公用で申請 (4月13日回答)
8年 4月14日 (火) 13:30 - 14:30	物件所在地	立入調査、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 4月14日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

建 物 配 置 図

事件番号:令和7年(ケ)第15号

所 在:横手市平鹿町醍醐字下ニッ又 50 番地 2

家屋番号:50番2(物件2、未登記附属建物)



○→写真撮影位置・方向

建 物 間 取 図

事件番号:令和7年(ケ)第15号

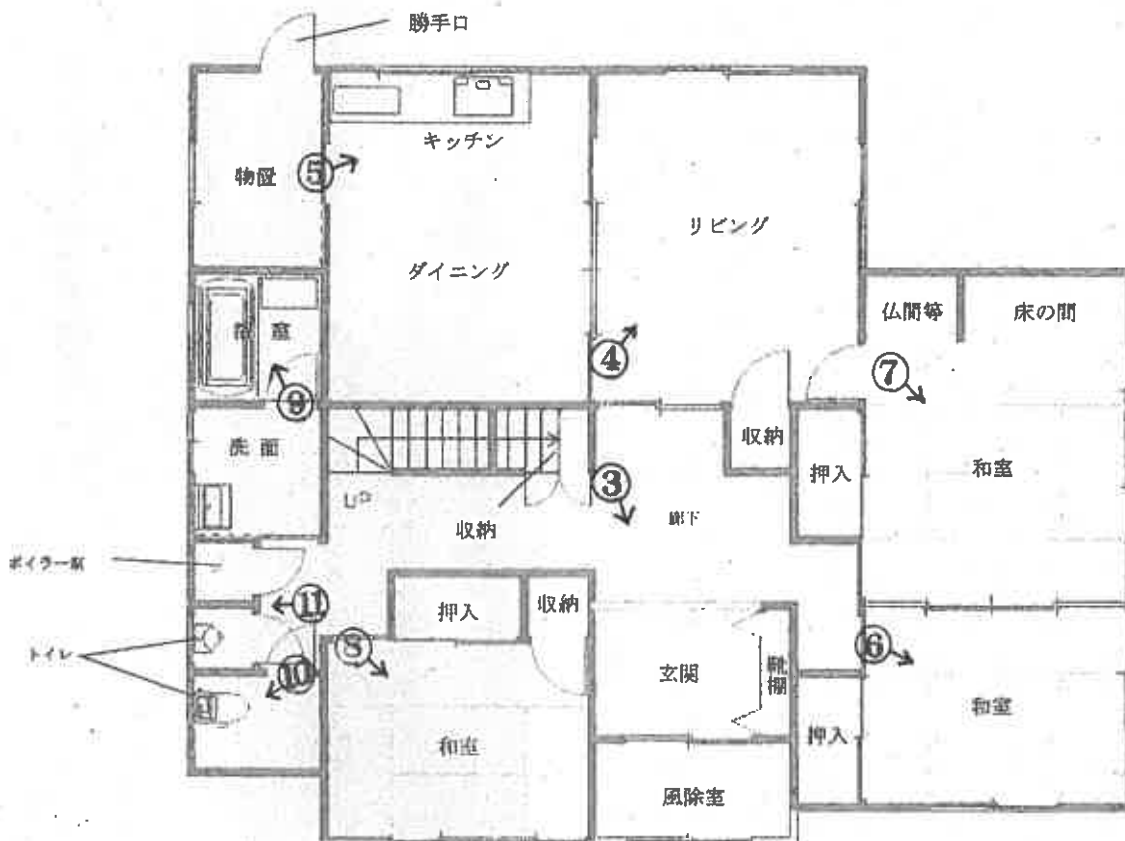
所 在:横手市平鹿町醍醐字下ニッ又 50 番地 2

家屋番号:50番2(物件2、未登記附属建物)

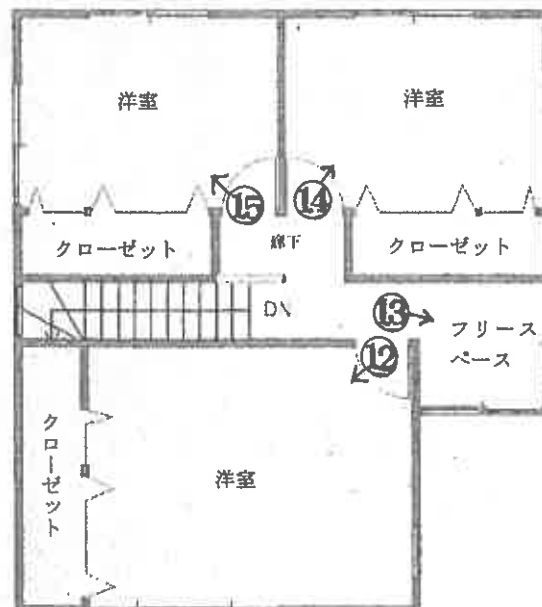


主である建物【居宅】

1 階 115.72 m² (風除室を除く)



2 階 54.50 m²



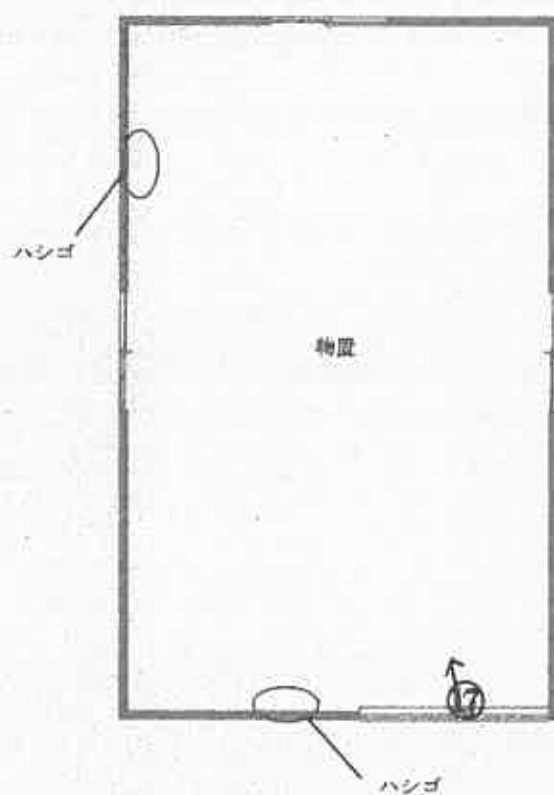
○→写真撮影位置・方向

縮尺 1/100

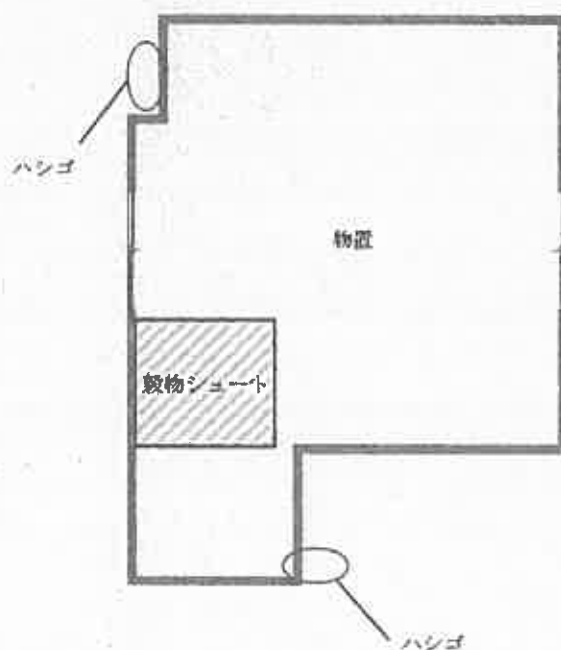
(6 枚目)

未登記附属建物【物置】

1階 約 56.52 m²



2階 約 38.51 m²



○→写真撮影位置・方向

縮尺 1/100

①



物件1

物件2

未登記附属建物

②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑩

未登記附属建物

物件2



物件1

⑪



令和7年（ケ）第 15 号
令和8年4月14日現地調査
令和8年4月27日評価

秋田地方裁判所 横手支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山田 光栄

第1 評価額

一括価格	
金 1,970,000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 547,000 円
物件2(建物)	金 1,423,000 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	横手市平鹿町醍醐字下ニッ又 50番2 宅地 441.63㎡	同 左
2	主である建物 所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	横手市平鹿町醍醐字下ニッ又 50番地2 50番2 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 115.72㎡ 2階 54.50㎡ 合計 170.22㎡	同 左
未登記 附 属 建 物	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	— — 物置 木造一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 約 56.52㎡ 2階 約 38.51㎡ 合計 約 95.03㎡	登記欄に記載
特 記 事 項			
特にない			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR奥羽本線「醍醐」駅の南東方で道路距離約2.8km。 最寄りバス停「下笹田」(市営平鹿ふれあいバス)の南東方で道路距離約800m(徒歩約10分)。																	
付近の状況	農家住宅、一般住宅等が見られる集落地域。地域内には特段の変動要因はなく、当面は現状を維持するものと予測する。生活上の便益施設等への接近性は次のとおりである。 <table><tr><td>醍醐保育園</td><td>約2.8km</td></tr><tr><td>醍醐小学校</td><td>約2.5km</td></tr><tr><td>天王中学校</td><td>約5.1km</td></tr><tr><td>醍醐クリニック</td><td>約1.4km</td></tr><tr><td>平鹿総合病院</td><td>約11.2km</td></tr><tr><td>グランマート十文字店</td><td>約4.8km</td></tr><tr><td>醍醐郵便局</td><td>約1.7km</td></tr><tr><td>横手市役所本庁舎</td><td>約10.2km</td></tr></table> (いずれも道路距離) 道路は幅員約6mの舗装市道が標準的である。		醍醐保育園	約2.8km	醍醐小学校	約2.5km	天王中学校	約5.1km	醍醐クリニック	約1.4km	平鹿総合病院	約11.2km	グランマート十文字店	約4.8km	醍醐郵便局	約1.7km	横手市役所本庁舎	約10.2km
醍醐保育園	約2.8km																	
醍醐小学校	約2.5km																	
天王中学校	約5.1km																	
醍醐クリニック	約1.4km																	
平鹿総合病院	約11.2km																	
グランマート十文字店	約4.8km																	
醍醐郵便局	約1.7km																	
横手市役所本庁舎	約10.2km																	
公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 － － － なし なし																
画地の状況 (規模、形状等)	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	441.63㎡ 間口 約21.6m、奥行 約22.0m ほぼ整形 路面とほぼ等高の中間画地 なし																
接面道路	東側： 幅員約2.5mの舗装市道(桶清水下関合線)																	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件1は物件2(居宅)及び未登記附属建物(物置)の敷地として利用されており目的外建物はない。 物件2の敷地に相当する部分について、物件1には法定地上権が成立すると判断した。 隣接地は西側及び北側は農地、東側は市道を挟んで住宅の敷地、南側は水路を挟んで農地となっている。 敷地の西側には未登記附属建物(物置)が建っている。 敷地内には外れた冬囲いが放置されている。																	
供給処理施設	水道 都市ガス 下水道	あり（接面道路公設管：あり） なし なし																

土 壌 汚 染 の 可 能 性 等	・ 当該土地に係る土壌汚染に関しては、専門調査機関による調査を行わなければ確定できないが、官公庁への聞き取り調査では、土壌汚染対策法第6条規定の要措置区域及び第11条規定の形質変更時要届出区域に該当せず、第5条規定の調査命令もないとの回答であった。また、当方の現地調査等においても土壌汚染の端緒は確認されず、土壌汚染に結びつく特定施設等の使用来歴も確認されなかった。
周 知 の 埋 蔵 文 化 財 等	・ 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。
特 記 事 項	・ 本土地は東側が市道に接している。 ・ 横手市WEB版ハザードマップによれば、津波、洪水、土砂災害等の指定はない。

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 平成10年9月7日新築 増改築年月日 : なし 経過年数 : 約 28 年 経済的残存耐用年数 : 約 5 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : 金属系サイディング ほか 内 壁 : ビニールクロス ほか 天 井 : ビニールクロス、目透かし ほか 床 : フローリング、畳 ほか 設 備 : 電気設備・給排水設備、灯油式ボイラー ほか そ の 他 : シャワートイレ、風除室 ほか
床 面 積 (現 況)	1階 115.72㎡ 2階 54.50㎡ 合計 170.22㎡ (登記と同じ)
現況用途等	階 層 : 2階建 現 況 用 途 : 居宅 間 取 り : (添付間取図のとおり)
品 等	この種の建物としては、使用資材・施工の程度等から中位と判定した。
保守管理の状態	外観については、おおむね経年相応の劣化と認められる。内部についても1階の内壁に汚れ等は見られたものの、概ね経年相応の劣化と認められる。2階部分については使用頻度が低かったのか、経年よりも劣化は見られなかった。以上から保守管理の状態はやや優ると判定した。
建物の利用状況	空家の状態で建物所有者が占有している。
特 記 事 項	・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

区 分	未登記附属建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 昭和44年頃 増改築年月日 : なし 経過年数 : 約 56 年 経済的残存耐用年数 : 約 1 年 ※ ※ 耐用年数はほぼ満了しているため、1年とした。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : トタン ほか 内 壁 : あらわし ほか 天 井 : あらわし ほか 床 : ベニヤ板、コンクリートたたき ほか 設 備 : 電気設備 ほか そ の 他 : なし
床 面 積 (現 況)	1階 約 56.52㎡ 2階 約 38.51㎡ 合計 約 95.03㎡ (現況)
現況用途等	階 層 : 2階建 現 況 用 途 : 物置 間 取 り : (添付間取図のとおり)
品 等	この種の建物としては、使用資材・施工の程度等から中位と判定した。
保守管理の状態	外観及び内部についておおむね経年相応の劣化と認められる。以上から保守管理の状態は普通と判定した。
建物の利用状況	空家の状態で建物所有者が占有している。
特 記 事 項	・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	3,100	0.95	441.63	1.00	1,301,000

ア 標準画地価格 (地価調査基準地からの規準)

標準画地は北側幅員約6.0mの舗装市道に接面する地積250㎡程度の整形中間画地。

地価調査 横手(県)ー6

標準地価格 時点修正率 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $3,300 \text{ 円/㎡} \times 98.8 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 104 \approx 3,100 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正: 前年の変動率や近年の地価動向を考慮して年間-1.5%の変動と判定した。

$1 + (-1.5 \% \times 10 / 12 \text{ヶ月}) \approx 0.988$

◇標準化補正: ない

◇地域格差: 接近性+2、住環境+2

イ 個別格差: 画地条件 1.02 (方位+2)
 街路条件 0.93 (連続性-3、幅員-4)
 交通・接近条件 1.00 (標準的)
 環境条件 1.00 (標準的)
 行政的条件 1.00 (標準的)
 その他条件 1.00 (標準的)
 計 $1.02 \times 0.93 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \approx 0.95$

ウ 地 積: 登記記録数量

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2(建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号 2	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
主である建物	172,000	170.22	0.071	2,079,000
未登記 附属 建物	30,000	95.03	0.048	137,000
合計				2,216,000

ウ 現価率

(主である建物)

・経過年数約 28.0 年、経済的残存耐用年数 5.0 年、残価率 5 %とした定率法 (現価率7.9%) と観察減価法(物理的劣化等を考慮して 10 %減価と査定)を併用して下記のとおり査定した。

現価率 = $7.9 \% \times (1 - 0.1) \approx 7.1 \%$

(主である建物)

・経過年数約 56.0 年、経済的残存耐用年数 1.0 年、残価率 5 %とした定率法 (現価率5.3%) と観察減価法(物理的劣化等を考慮して 10 %減価と査定)を併用して下記のとおり査定した。

現価率 = $5.3 \% \times (1 - 0.1) \approx 4.8 \%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	1,301,000	0.25	法定地上権	325,000

イ 敷土地利用権価格を求めるにあたって、法定地上権の及ぶ範囲は物件1の全体と判断した。また、法定地上権割合は近隣の借地権割合を参考に25%(0.25)と求めた。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ (千円未満四捨五入)
1	1,301,000	-325,000	—	0.80	0.70	547,000
2	2,216,000	+325,000	—	0.80	0.70	1,423,000
一括価格(合計)						1,970,000

ウ 占有減価修正：ない。

エ 市場性修正：対象不動産の存する地理的位置や周辺環境等を踏まえ、20%の減価とした。

オ 競売市場性修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示標準地価格 横手(県)－6

所 在 : 横手市増田町亀田字半助村43番

価 格 : 3,300円/㎡

位 置 : JR奥羽本線「十文字」駅から道路距離で約3.4km

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 924㎡

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 北側幅員約6.5mの舗装市道に接面

用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域内 用途指定なし

基準建蔽率70%、基準容積率200%、防火指定なし

地 域 の 概 要 : 一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

1 所在位置図 (出典 地理院地図)

2 付近案内図 (出典 地理院地図)

3 地図(法第14条第1項)写

4 建物図面・各階平面図写

5 建物配置図

6 建物間取図

以 上

所在位置図

令和7年(仮)第15号



1/15,000

地理院地図

付 近 案 内 図

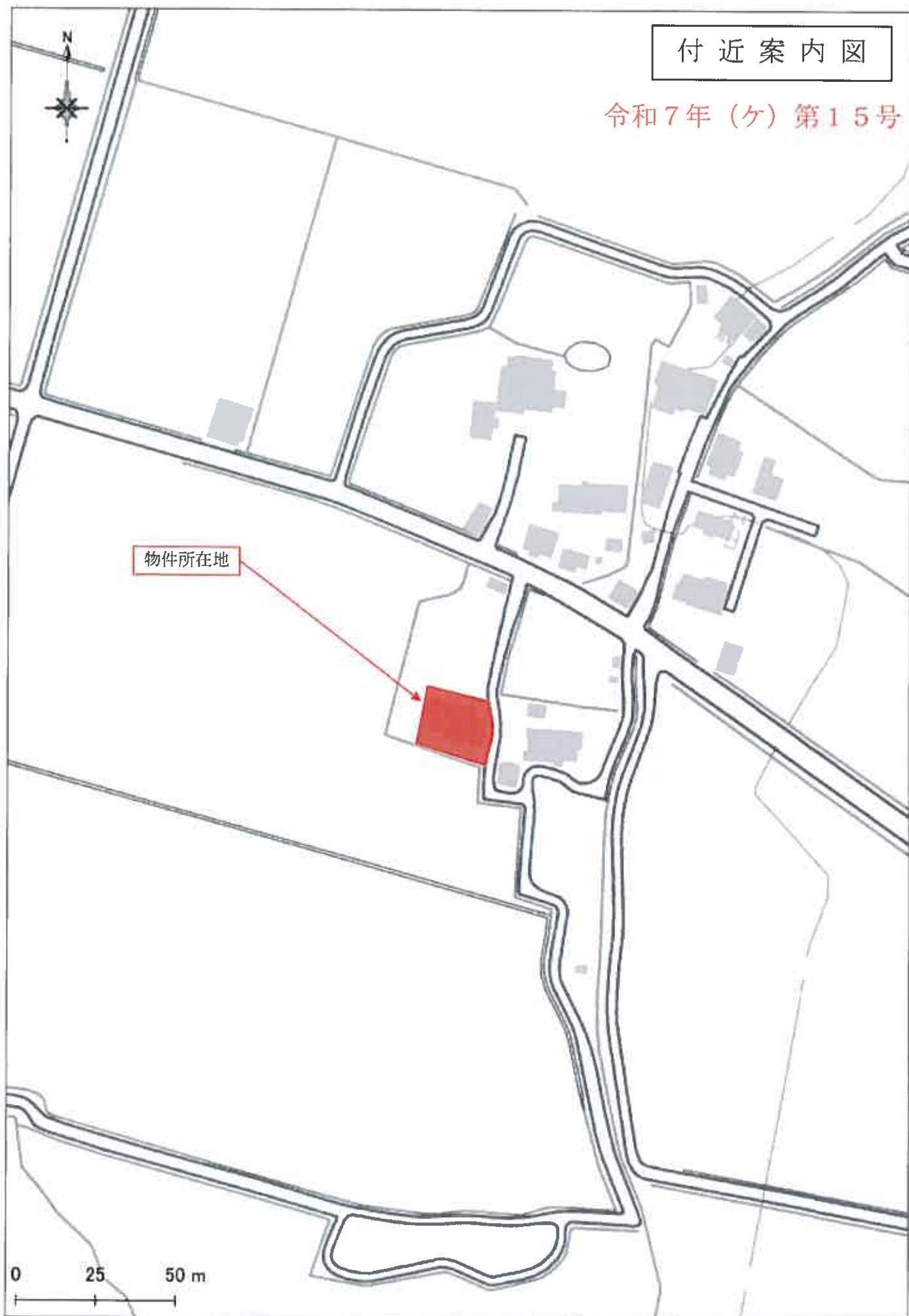
令和7年(ケ)第15号

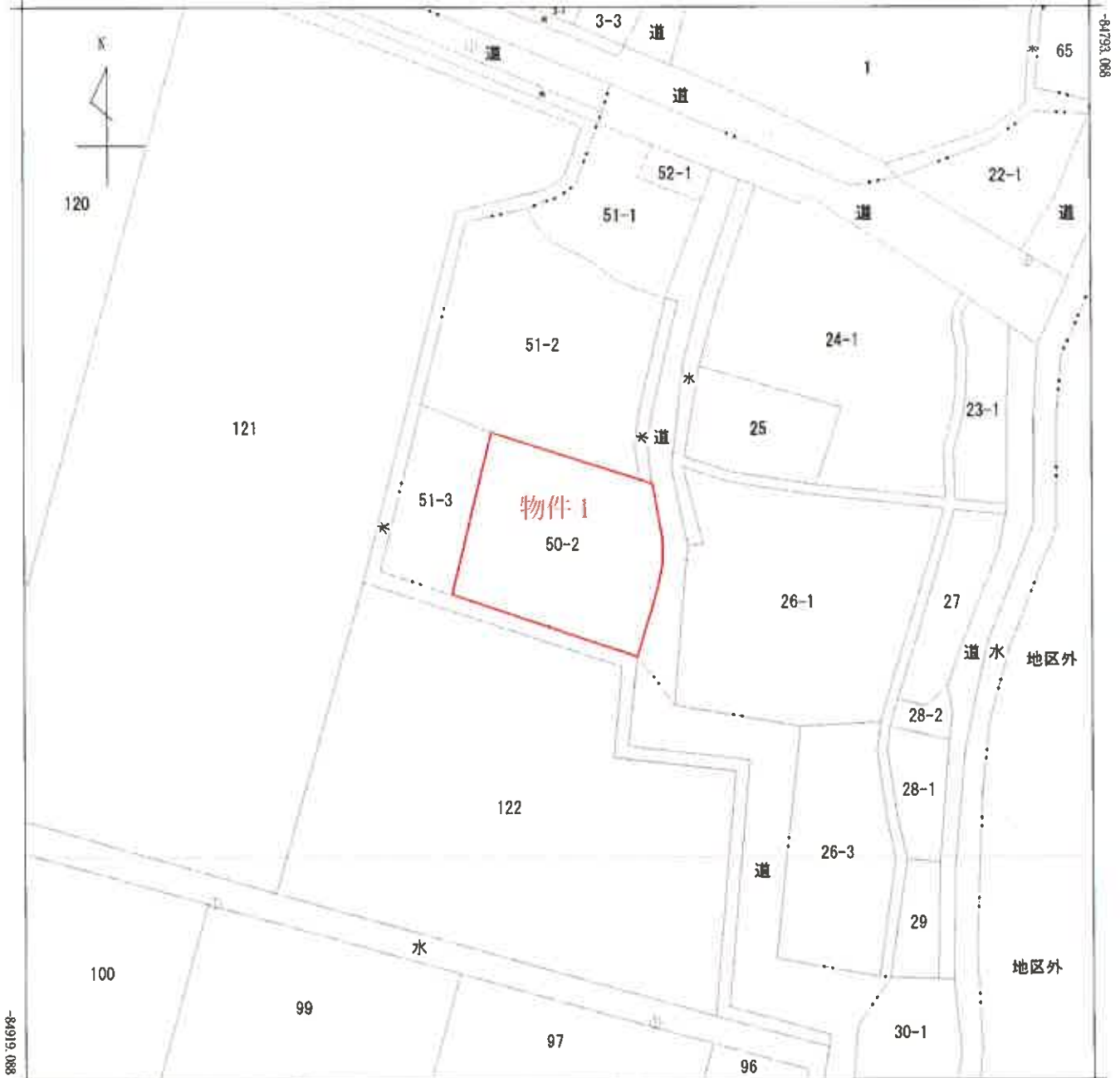
物件所在地

0 25 50 m

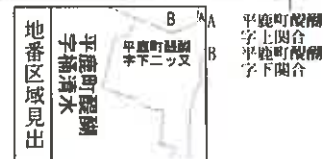
1/1,500

出典：地理院地図





(注) Ⅱ：交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。
(注) Ⅲ：交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(iwamizaki2008.par)による修正がされています。



請求部	所在	横手市平鹿町醸酩字下ニツ又				地番	50番2			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成13年10月			備付年月日(原図)	平成14年6月19日			補記事項		

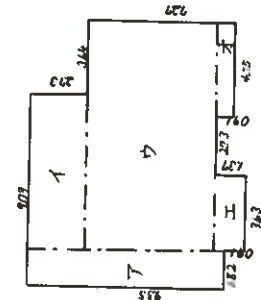
圖面階各

建 物 区 面 图
各 階 平 面 图

家屋番号	50番2
建物の所在	平鹿郡平鹿町醍醐字 楠手市

平鹿郡平鹿町醍醐字下二ツ又50番地2
横手市

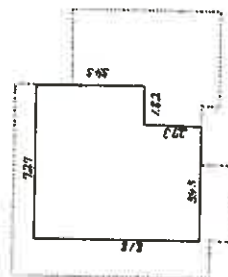
階
1



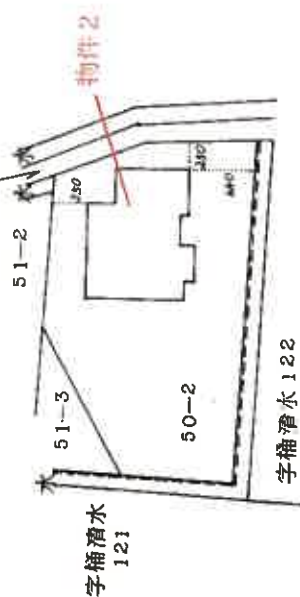
積
求

7.	1. 82	×	9. 55	=	17. 3810
4.	7. 27	×	2. 73	=	19. 8471
7.	10. 91	×	6. 36	=	69. 3876
工.	3. 63	×	1. 37	=	4. 9731
木.	4. 55	×	0. 91	=	4. 1405
	合 計				115. 7293

陪



道



单位: 元

床面積

一階 115.72 m²
二階 54.50 m²

作者

縮尺 250

人語

縮尺 500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

平成10.9.9

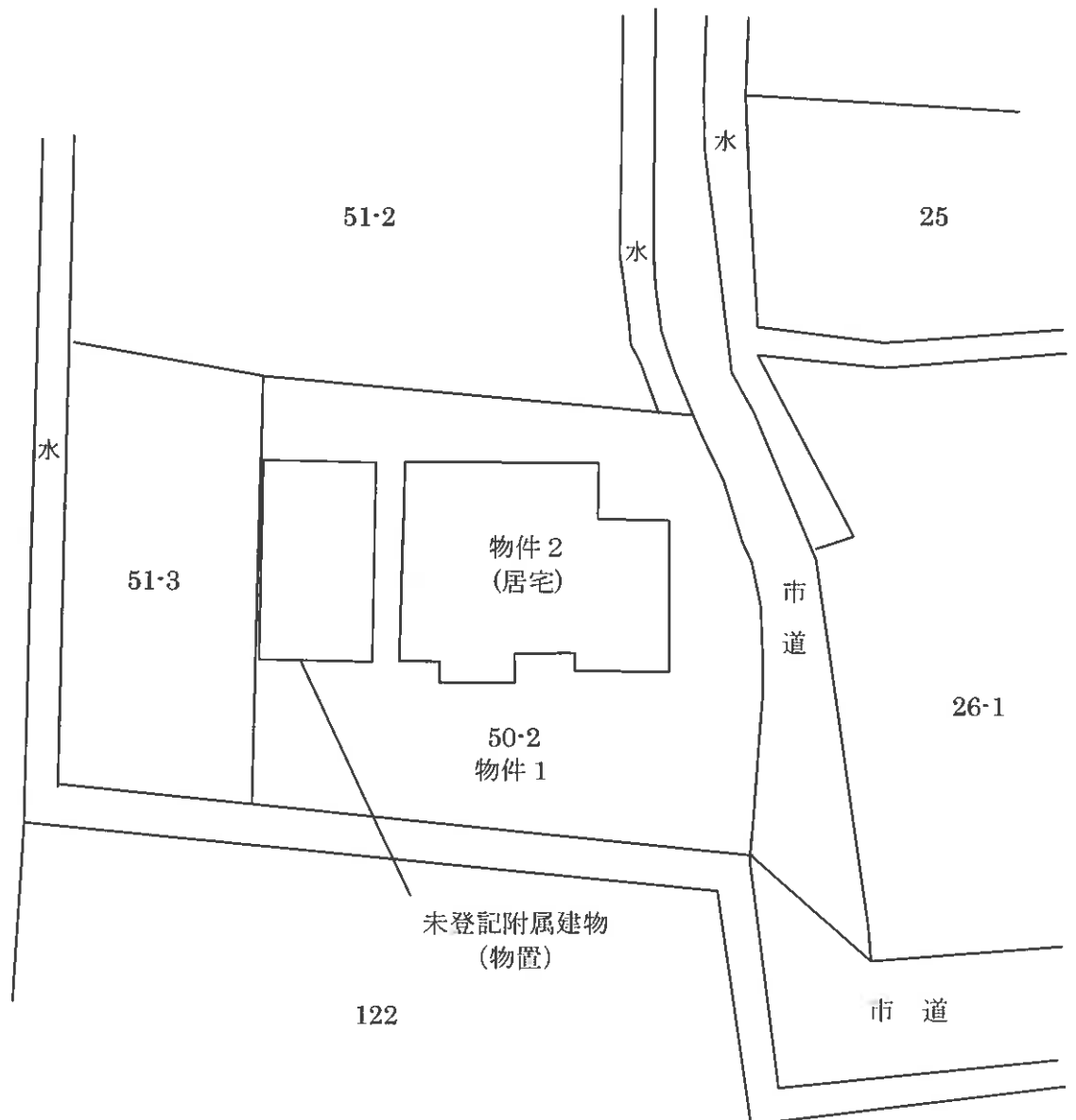
A 3をA 4に縮小

建物配置図

事件番号:令和7年(ケ)第15号

所 在:横手市平鹿町醍醐字下ニッ又50番地2

家屋番号:50番2(物件2、未登記附属建物)



建 物 間 取 図

事件番号:令和7年(ケ)第15号

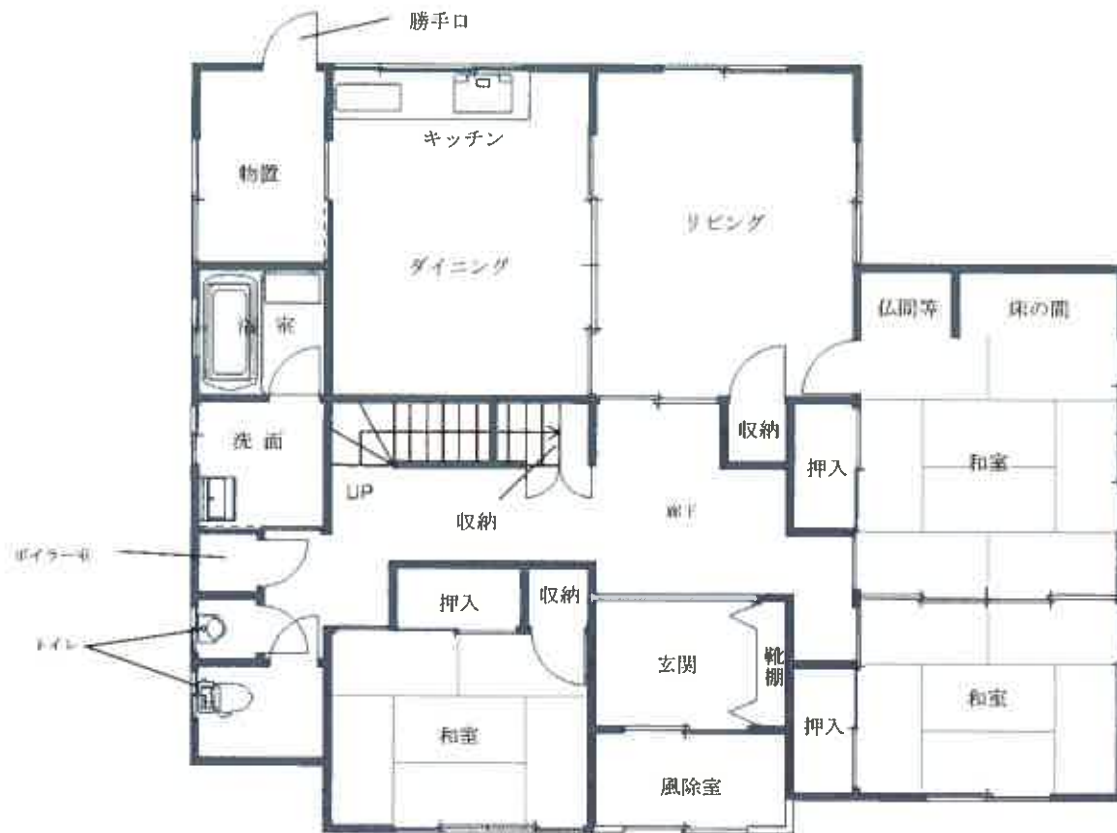
所 在:横手市平鹿町醍醐字下ニッ又50番地2

家屋番号:50番2(物件2、未登記附属建物)

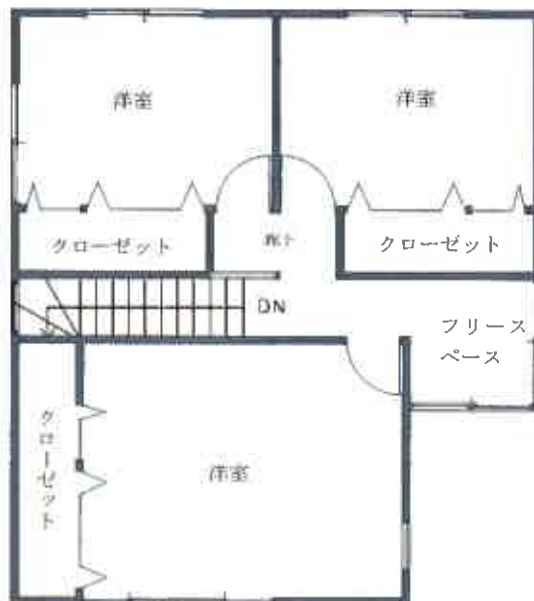


主である建物【居宅】

1階 115.72 m² (風除室を除く)



2階 54.50 m²



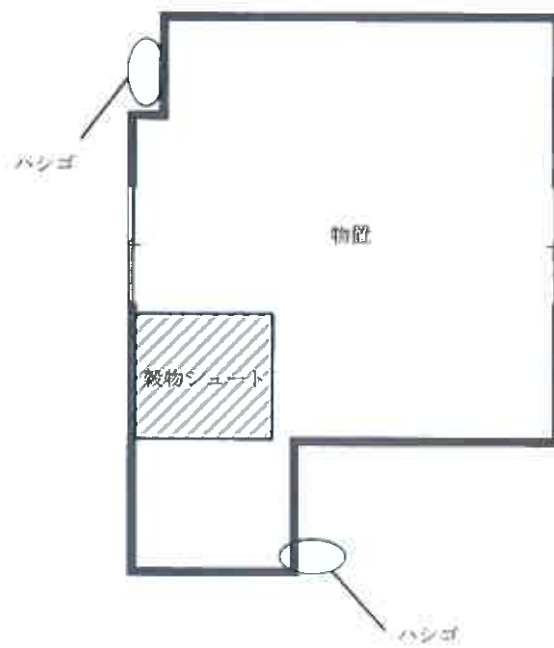
縮尺 1/100

未登記附属建物【物置】

1階 約 56.52 m²



2階 約 38.51 m²



縮尺 1/100